

◇大阪市都市景観条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、認定地域景観づくり協定に係る区域内における建築等に関する意見聴取が必要となる届出等の範囲を改めることにしました。
- 2 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。

(計画調整局計画部都市計画課)